

# 「地域教育」の推進と学校との連携について

( 提 言 )

平成 23 年 (2011 年) 2 月

第 7 期葛飾区社会教育委員の会議

## 「地域教育」の推進と学校との連携について

### ( 提 言 )

本会議において、表記テーマについて協議を重ねてきましたが、このたびこれを取りまとめましたので提言します。

平成 23 年 (2011 年) 2 月 21 日

葛飾区教育委員会 殿

#### 第 7 期 葛飾区社会教育委員の会議

議 長	沢崎 俊之	副議長	大島 英樹
副議長	酒井 榮一	委 員	片岡 嘉治
委 員	後藤 正博	委 員	田中美津子
委 員	安藤希與子	委 員	千野 英雄

# 目 次

はじめに	1
1 「地域教育」の考え方	3
(1) 「地域教育」の意義と必要性	
(2) 「地域教育」の概観	
(3) 本会議における「地域教育」の考え方	
2 葛飾区地域教育施策の現状	5
(1) 学校地域応援団	
(2) 学校評議員制度	
(3) 中学校部活動地域指導者制度	
(4) 中学生の職場体験事業	
(5) 放課後子ども事業	
(6) 「子どもを犯罪から守る」まちづくり活動支援事業	
3 葛飾区地域教育施策の成果と課題	12
(1) 学校地域応援団	
(2) 学校評議員制度	
(3) 中学校部活動地域指導者制度	
(4) 中学生の職場体験事業	
(5) 放課後子ども事業	
(6) 「子どもを犯罪から守る」まちづくり活動支援事業	
4 葛飾区地域教育施策への提言	19
おわりに	22
用語解説	24
資料編	
○ 第7期社会教育委員の会議の協議テーマについて	
○ 第7期社会教育委員名簿	
○ 第7期社会教育委員の会議協議経過	

※ 本文中に\*印が付いている用語は、「用語解説」をご参照ください。

## はじめに - 子どもは大人の姿を見て育つ -

私たち第7期社会教育委員の会議は、葛飾区教育委員会から協議依頼のあった“「地域教育」の推進と学校との連携について”というテーマを受け、2年間にわたって検討を重ね、今回これを取りまとめましたので提言いたします。

提言にいたる経緯を簡単に報告します。

初年度の平成21年度は「地域教育とは何か」ということの共通理解をはかり、また葛飾区のすぐれた実践から学びました。協議依頼テーマについて教育委員会の説明や東京都教育委員会の「地域教育」の考えを聞き、学問的な背景なども学びました。その結果、「地域教育」の考え方の中核に「人と人との絆」があることを共通理解として持ちました。

後半は、「学校評議員制度」「学校地域応援団」「学校図書館ボランティア」「わくわくチャレンジ広場」「青少年育成地区委員会」など、すでに葛飾区で実践されている活動について、特色のある活動をなさっている方々を招き、話を伺いそれに委員が質問する形で理解を深めていきました。

それらを踏まえ、提言に盛り込む内容の検討をおこないました。協議の結果、今回は学校との関連の深い地域教育施策に絞って提言することとし、「学校地域応援団」「学校評議員制度」「中学校部活動地域指導者制度」「中学生の職場体験事業」「放課後子ども事業」「『子どもを犯罪から守る』まちづくり活動支援事業」の6つの施策をとりあげることにしました。

2年目の平成22年度は、起草委員会を立ち上げ、そこである程度内容をつめたところで、全体の会議にはかるという形式で進めました。起草委員会には起草委員以外の委員にも積極的に



放課後子ども事業(わくわくチャレンジ広場)

参加をしていただき、意見交換をはかりつつ進めました。提言書の大きな枠組みとしては、葛飾区の地域教育施策の現状をしっかりとおさえ、その上でその

成果と課題を論じ、提言することとしました。具体的には、各起草委員と事務局が担当箇所原案を提出し、それにもとづいて議論をして、後日修正案を提出して、再び協議するというかなり丁寧なサイクルを踏みました。

そのようなプロセスを経て、今回の提言に至りました。この提言は主として行政の方たちに向けられたものですが、一方で私たち社会教育委員は、これらの活動に関係している区民の皆さんはもちろんのこと、そうでない区民の皆さんにもお読みいただき、葛飾区の「地域教育」の現状と特色を知り、これからの子どもたちをどう育てるか、自らの自己成長をどうはかるか、地域のコミュニティのあり方や学校との連携等々について、まずは家族や身近な仲間と話し合いをしていただければと思っています。

それらについて大人同士が話し合い、協働する姿をみて、子どもたちは次世代の大人へと育っていくのではないのでしょうか。つまり子どもは大人の姿を見て育つと言えます。

最後に、一人ひとりのお名前をあげることはしませんが、本提言をまとめるにあたってご協力をいただいた皆様に心からお礼を申し上げます。

また、教育委員会においては、本提言の趣旨を十分に踏まえ、「地域教育」の振興に一層取り組まれることを期待します。



「地域の歴史のお話」(学校地域応援団)



子どもアンケートの集計(子どもを犯罪から  
守るまちづくり活動)

# 1 「地域教育」の考え方

## (1) 「地域教育」の意義と必要性

近年、「地域教育」の必要性が強調されるようになった直接的な要因は、平成18年の教育基本法改正にあります。昭和22年に制定された旧法にはなかった条文の一つとして、新たに加えられたのが「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」をうたった第13条であり、その条文は「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする」となっています。

これをうけて平成20年に社会教育法が改正され、第3条の3に「国及び地方公共団体は、(中略)社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする」という文言が加えられています。

東京都では、こうした状況のなかで第7期生涯学習審議会に対して「新しい教育基本法の下で東京都が取り組むべき社会教育施策の在り方について」を諮問しました。この審議会の中心的な検討概念が「地域教育」であり、答申においてそのイメージを次の4点にまとめています。

- ① 従来の学校教育、社会教育の枠を越えて、両者をつなげる新しい教育活動が生まれている
- ② 異世代間、異文化間、障害のある人・ない人の間など、立場の違う人間同士の交流を活発にし、そこから多様な学習が生まれている
- ③ 地域づくり(まちづくり)を目指す活動や対話を通じて人びとの成長がもたらされている
- ④ 自然体験、社会体験、奉仕体験など各種体験活動を通じた学びが生まれている

葛飾区も、平成20年に策定した「葛飾区生涯学習振興ビジョン」\*において、「第2章 取組の方向と主な施策」の中に「2 学校と地域が連携・協働し、子どもの育ちを応援します」という項目を設けています。

これからは「地域教育」の視点を踏まえた教育行政の推進が求められており、平成21年には、教育委員会事務局の組織変更によって地域教育課を新設し、地域教育推進のための課題への取組や施策の実施に効果をあげることが期待されています。

このように、地域教育推進のための法制度と組織が整えられてきました。今

後、具体的な取組を充実していくことが求められています。

## (2) 「地域教育」の概観

「地域教育」は20世紀初頭からのアメリカ新教育思想の中に、その発端を見ることができます。ジョン・デューイ（『学校と社会』、1915年）や、エドワード・オルゼン（『学校と地域社会』、1947年）などが、学校と地域社会との結びつきの重要性を指摘しています。

第二次大戦後の日本の教育実践史において、「地域教育」は主に社会教育の領域から語られてきました。

なかでも注目すべき3つの波があります。

第一は、戦後改革期です。当時は、新設された「社会科」の授業内容づくりを仲立ちにしながら学校教育と地域社会とが密接な連携をとっていこうという動きが見られました。

第二は、高度経済成長期です。この時期に活発になった住民運動は、地域住民の自己教育運動という側面もあり、これが参画論として開かれた学校づくりにむすびつく可能性を持っていました。

第三は、現在まで続くポスト高度経済成長期です。すでに述べたように、今度の波は法制度上の裏付けを強く持っていることに特徴があります。「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」\*は参画論にもとづく施策の具体例です。また、通学区域制度を弾力的に運用する「学校選択制」\*も導入されました。

これを踏まえて行政の施策としての「地域教育」と、地域の人びとの自発的な自己教育活動、およびその中心的な取組の現場となる学校のおかれた状況について理解し、一体となって進めていくことが必要です。

## (3) 本会議における「地域教育」の考え方

本会議では、「地域教育」について、「地域の子どもの健やかな成長・発達のために、家庭・学校及び地域住民等が連携・協働して行う教育活動」と定義して協議してきました。

次項からは、葛飾区での地域教育施策について、その現状および成果と課題を検討し、地域教育推進のための提言へとまとめます。

## 2 葛飾区の地域教育施策の現状

家庭・学校・地域の連携・協働により行われている教育活動にはさまざまなものがあります。行政施策として行われているものから、区民により自主的、主体的に行われている活動まであります。

ここでは「地域教育」を振興、推進するための主な行政施策について、その現状について述べていきます。

### (1) 学校地域応援団

これまで葛飾区の小中学校において、学習活動や部活動の支援、学校図書館ボランティア、体験学習の支援、芝生や花壇などの校内環境整備等、地域や保護者によるさまざまな学校支援活動が行われてきました。これらの自主的な支援活動の輪を広げるため、国の「学校支援地域本部事業」\*を活用した「学校地域応援団」事業が平成20年度から始められました。

この事業は、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えるもので、そのねらいとして子どもたちの教育がより充実すること、



ボランティアによる授業支援（グランドゴルフ）

地域住民が自らの学習成果を生かす場が拡がり自己成長につながることで、地域の教育力の向上及び学校を核とした地域づくりにつながることをあげています。

学校ごとに、学校地域応援団の事業方針や協力体制を協議するため、地域の関係者や活動を支える団体、グループなどで構成する「地域教育協議会」を設け、協議会または学校長の推薦により教育長が委嘱した地域コーディネーター

が、関係者との調整を行います。

「葛飾区教育振興ビジョン（第2次）」\*および「葛飾区生涯学習振興ビジョン」では、「学校地域応援団の推進」が主要施策に位置づけられ、学校ごとに応援団を設置し、地域、学校の実情に応じた支援活動を実施していくこととしています。

学校地域応援団の設置校は、平成23年1月現在で小学校13校、中学校5校

の計 18 校となっています。

地域コーディネーターは、16 応援団に配置されており、青少年委員が 11 人、学校評議員と元 P T A 役員が各 2 人、元教育委員が 1 人です。コーディネーターは、学校で週 1 回以上、学校地域応援団活動の企画、地域人材の確保、活動内容の調整などを行っています。

学校地域応援団の主な活動内容としては、校庭の芝生の維持管理、算数や家庭科等の授業のアシスタント、体験学習などの支援、学習補充教室、読み聞かせなどの図書ボランティア、安全見回り活動、クラブ・部活動の支援など、各学校がこれまで地域との協力で行ってきた取組を基盤として、それぞれ特色ある活動を行っています。

また、学校の要請により支援活動を行うことを基本にしてはいますが、地域コーディネーターから学校への提案により新たな支援活動が始まる例も見られています。

学校地域応援団の設置校の拡大に伴い、平成 21 年度では延べ 6,200 人余の参加が見られ、新たに学校支援ボランティア活動に参加する方も増えています。

また、従来から学校支援活動を推進するために行われていた「学校支援ボランティア事業」への登録者数は、2,000 人余となっています。同様に「学生ボランティア事業」への登録者数は、約 270 人となっており、両事業の登録者数は増加傾向にあります。

今後、学校地域応援団事業の拡大を進めていく中で、「地域の教育力の向上」や「学校を核とした地域コミュニティ形成」に向けた地域による学校支援活動の将来像を明らかにしていく必要があります。

## (2) 学校評議員制度

学校評議員制度は、地域住民等の学校運営への参画のしくみを制度的に位置づけるものとして、学校教育法施行規則の改正(平成 12 年 1 月)により導入されたものです。

葛飾区では、この改正を受けて「葛飾区立学校の管理運営に関する規則」により必置制とし、「葛飾区学校評議員設置要綱」を策定し、平成 13 年度から学校評議員を委嘱しました。同設置要綱では、学校評議員は、校長の推薦で教育委員会が委嘱するものとし、人数は各校 5 人程度としています。その役割は、学校長の求めに応じ学校の経営方針や教育活動、生徒・児童の指導、地域との連携協力、教育計画などに関することについて意見を述べ、校長はその意見を参考に学校経営を行うものとされています。

学校評議員一人ひとりがそれぞれの責任において意見を述べるとされていますが、学校長の判断により、学校評議員が一堂に会し、意見交換する「学校評議員会」等を開催する方法で対応している学校が多くなっています。

評議員数は、平成 22 年 12 月 1 日現在、区立幼稚園、区立小・中学校全部で 525 人となっています。内訳は、PTA 役員経験者等 173 人、青少年育成地区委員会や青少年委員、子ども会育成会関係者 115 人、民生・児童委員、保護司 89 人、自治町会関係者 87 人、同窓会関係 10 人、その他関係者などが 51 人となっています。

平成 17 年 3 月に学校評議員を対象に行った調査では、7 割近くの評議員が、「校長は、学校評議員制度を活用している」と肯定的に受け止めています。また、7 割を超える評議員が「学校評議員制度が地域と学校を結びつける一助になる」と回答しています。

その後、平成 20 年度には、「学校自己評価」と「学校関係者評価」が開始され、学校評議員の役割に学校評価に関することが加わりました。多くの学校では、学校関係者評価委員を学校評議員が兼任することになりました。

### (3) 中学校部活動地域指導者制度

中学校部活動への地域の方々など外部指導者の導入は、葛飾区では平成 14 年度から始まりました。

中学生の時期は、体力、体格、人格、趣味、特技、社会性、自主性等、様々な面で成長が著しく、部活動は、こうした成長に大きな役割を果たしています。しかし、少子化に伴う学級数の減少による教員数の減少や人事異動により部活動の指導を引き継ぐ教員がいなくなることが、部活動を維持していくうえで大きな課題となっていました。

そこで、第 1 期社会教育委員の会議の助言「学校と地域の新たな連携と地域指導者の在り方について」を受け、行政、学校、関係団体による「部活動検討委員会」が設けられました。そこでの検討を経て、平成 14 年度から地域の方が部活動を指導する「中学校部活動地域指導者制度」が始まりました。

地域指導者制度には、部活動の技術指導の補助を行う「地域技術指導者」と中学校長が定める部活動の顧問の業務及び技術指導を行う「地域顧問指導者」を設けました。特にこの「地域顧問指導者」は、教員の異動等により顧問教員の確保ができず、部活動の継続が困難な場合などに配置するもので、全国的に見ても先駆的なものです。地域顧問指導者の設置にあわせ、葛飾区内の大会では、地域顧問指導者であっても引率可能としています。また、昨今東京都大会

においても大会要綱で地域顧問指導者による引率を認めている場合は、学校長の判断により引率可能としています。

地域顧問指導者および地域技術指導者とも、学校長の推薦により教育委員会が委嘱しています。地域顧問指導者は月 10 日以上、地域技術指導者は年 240 時間までの配置が基準となっています。

平成 23 年 1 月現在、地域顧問指導者は 32 人で、24 校中 23 校に配置されています。運動系の部活動では、バスケットボール 6 人、野球 4 人、剣道 3 人、卓球、柔道、ソフトボール、バレーボール、サッカーが各 2 人、ソフトテニス、陸上競技が各 1 人の計 25 人となっています。文化部系の部活動では、吹奏楽が 6 人、音楽が 1 人の計 7 人となっています。

地域技術指導者は 98 人で、運動部系では、野球、ソフトテニス各 11 人、バスケットボール 10 人、サッカー 8 人、卓球 5 人、剣道が 4 人、文化部系では吹奏楽 17 人などが主なものとなっています。

#### (4) 中学生の職場体験事業

異年齢の人達との交流や社会参加体験の減少により、子どもたちの社会性の不足、人間関係や連帯感の希薄化、規範意識の低下などが指摘されています。

また、先行き不透明な社会の中でフリーター志向の広がりや就職後の早期離脱やニート問題など、若者のモラトリアム傾向が見られ、働くことの意義や目的を見出せない若者が増えてきています。

このため、葛飾区では中学生に望ましい社会性や勤労観、職業観を育成するために「中学生の職場体験」事業が行われています。以前は 1 日～3 日程度の実施がほとんどでしたが、平成 18 年度に奥戸中学校、堀切中学校、葛美中学校の 3 校がモデル校となり、初めて 5 日間実施されました。平成 19 年度には 5 校、平成 20 年度には全 24 校と拡大されてきました。



自動車整備工場での職場体験

5 日間、学校を離れ地域の商店や企業・事業所、保育所や図書館などの公的施設などで実際の仕事を体験します。

職場体験の効果としては、保護者や地域の方々の「キャリア教育」\*への理解の促進、また家庭にとっては働くことの尊さについて家族で会話する機会になること、事業所や地域にとっては、職場の活性化や企業価値の向上、さらには子どもたちの地域へ理解の促進などもあげられます。

平成 21 年度には、2,738 人の生徒が 965 事業所で職場体験をしました。職場体験受入事業所の確保は各学校が中心となって行っています。子どもたちの地域への愛着の醸成や子どもたちの学びを地域で支えるという観点から、身近な地域での職場体験先の確保が望まれます。しかし、5 日間受け入れることができる事業所の確保には困難さが見られています。

教育委員会広報紙「かつしかのきょういく」では、受け入れていただいた事業所先を一覧で掲載し、協力への感謝を広報しています。

平成 24 年度から実施の中学校学習指導要領\*では職場体験が記載され、「葛飾区教育振興ビジョン(第2次)」では5日間の職場体験活動が明記されています。学校、家庭、受入事業所、地域が一体となって取り組むことで大きな効果を得ることができる事業です。

### (5) 放課後子ども事業

葛飾区では、放課後を中心に小学校施設を活用して「わくわくチャレンジ広場」という親しみやすい名称の放課後子ども事業を、区民との協働・連携事業として実施しています。

子どもを狙った事件の増加や学校週5日制など、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、安全面に配慮した中で、思い切り体を使って遊び学べる「安全で楽しい居場所」として、国の「放課後子ども教室推進事業」\*に先駆け、平成 14 年 9 月に小学校 3 校で開始し、平成 18 年 6 月には全小学校 49 校での実施となりました。

事業の目的としては、放課後や土曜日、学校休業日において小学校施設を活用し、遊びや学習、文化・スポーツ活動、体験活動等を通して、異学年の児童や地域の大人との交流を図り、児童の自主性や社会性・創造性を育むなど、児童の健全育成に寄与するとともに、これらの活動を地域の人材が支援する仕組みを作り、地域の教育力の向上を図ることとしています。

葛飾区の放課後子ども事業の特徴としては、学校ごとに地域代表者からなる運営委員会で基本的な運営方針を定め、日々の活動は、地域の「児童指導サポーター」(以下「サポーター」という。)で運営していることです。

運営委員会は、自治町会や青少年育成地区委員会、民生・児童委員、青少年

委員、体育指導委員、PTA、学校などで組織され、活動内容や活動時間、対象児童の学年などの基本的な運営方針の決定、サポーターの確保を行っています。活動時間や実施日、内容、対象学年などは、各地域や学校の実情に応じ決めており、それぞれ特色ある活動を展開しています。



地域の方によるお茶会

日々の活動は、運営委員会から推薦されたサポーターの方々が、放課後、メインルーム・校庭・体育館での子どもたちの見守りを交代で行っています。原則として1日、6人が従事しています。サポーターの登録数は、1校あたり平均25人～30人、区全体で約1,400人となっています。毎月、サポーターによるスタッフ会議を行い、翌月の予定や活動に関する確認、子どもへの指導等について情報交換や協議を行っています。また、サ

ポーターの指導力の向上を図るため、全サポーターを対象とした独自の研修やスポーツ講習を実施するとともに、かつしか区民大学\*とも連携し「子どもボランティア総合講座」等のサポーターに役立つ講座を実施しています。

わくわくチャレンジ広場の対象学年は、当初は4～6年生がほとんどでしたが、経験を積み重ね、徐々に対象学年を拡大し、全学年対象が6校、2～6年生対象が2校、3～6年生対象が19校、4～6年生対象が22校となっています。また、児童の登録率は、平成21年度末で84%と徐々に増加していますが、参加率は18パーセント前後で変わらず、子ども1人当たり週1回程度の参加となっています。

活動内容としては、自由遊びが基本ですが、平成20年度からは新たなプログラムとして、学習・文化・スポーツ活動をモデル校で導入し、わくわくチャレンジ広場の魅力を高めるとともに、児童の学力問題などの教育課題にも配慮しながら事業を展開しています。

## (6)「子どもを犯罪から守る」まちづくり活動支援事業

「子どもを犯罪から守る」まちづくり活動支援事業は、子どもが犯罪に巻き込まれる事件が後を絶たない中、大人のまなざしと地域の力で子どもたちの生活環境を安全なものにしていくために、平成14年度から開始されました。

平成21年度までに、自治町会や青少年育成地区委員会のバックアップのもと、

これまでに48校のPTAが取組を進め、地域的には一部取組空白地域はあるもののほぼ区内全域に「子どもを犯罪から守る」まちづくり活動の輪が広がってきています。

この事業は、「街の中の犯罪を誘発する環境的要因を改善する取組を通し、住民自身の手によるまちづくり活動へと発展していく」ことを目的にPTA等の団体を主な対象として実施されてきました。

具体的な内容としては、次の3つのステップで進められています。

- ①学校とPTAが連携し、子どもたちへのアンケートを通して犯罪被害の実態を把握し、「犯罪危険地図」を作成します。
- ②自治町会や青少年育成地区委員会などと共に犯罪危険個所の点検活動を行い、犯罪の発生要因とその防止対策を考え、環境改善計画を作ります。
- ③環境改善計画をもとに地域の関係団体や公園、道路、警察などの関係行政等と協議し、協働して犯罪を防止するための対策を実行します。

PTA等によるこの取組が効果的に行われるように、区は取組の進め方などについて学習会の開催、活動相談、マニュアルの作成配布、アンケート用紙、学区域の白地図などの必要物品の提供などを行っています。また青少年委員会「子ども・安全・まちづくり部」と、この取組を支援するために結成された「子どもを犯罪から守るまちづくり推進会」の協力を得て、学習会の運営や取組団体の活動に沿った具体的な助言や支援が行われています。

この支援事業が開始されてからすでに9年が経過しましたが、区公園課や道路補修課、警察など関係行政機関との連携・協力により、公園の見通しを良くするための樹木の剪定、街路灯の新設・照度アップなどの改善が図られてきました。さらには、公園の遊具などを子どもたち自身の手でペイントする取組を、PTA、地域、学校、公園課が協働して実現する事例や犯罪予防から発展し、商店街に人が集る仕組みと自転車事故防止の面から、商店街通路にベンチを設置した事例も出てきています。

「子どもを犯罪から守る」まちづくり活動を契機にPTAと自治町会や青少年育成地区委員会などが連携を深める動きもみられ、地域ごとに様々な防犯活動が進められています。「防犯連絡協議会」のような新たな横断的な地域組織を立ち上げる動きもあり、誰もが安心して暮らせる安全なまちづくり活動へとつながる事例が増えてきています。